

(別表) サービスの標準支給決定基準量

I 介護給付

標準支給決定基準時間の単位は、時間/月とする。

1 居宅介護 (支給決定期間 1年以内)

障害福祉サービス	単位数	区分1		区分2		区分3		区分4		区分5		区分6		障害児	
		国庫負担基準	支給基準時間	国庫負担基準	支給基準時間	国庫負担基準	支給基準時間	国庫負担基準	支給基準時間	国庫負担基準	支給基準時間	国庫負担基準	支給基準時間	国庫負担基準	支給基準時間
居宅介護(身体介護) 1回当たりの標準利用可能時間数 3時間まで	402	3,040	8	3,930	10	5,770	15	10,850	27	17,380	44	25,000	63	9,950	25
居宅介護(家事援助) 1回当たりの標準利用可能時間数 1.5時間まで	196		16		21		30		56		89		128		51
通院等介助(身体介護を伴う)	402		8		10		15		27		44		63		25
通院等介助(身体介護を伴わない)	196		16		21		30		56		89		128		51
居宅介護(身体介護) (生活介護等サービス利用者) 1回当たりの標準利用可能時間数 3時間まで	402		8		10		15		27		44		63		25
居宅介護(家事援助) (生活介護等サービス利用者) 1回当たりの標準利用可能時間数 1.5時間まで	196		16		21		30		56		89		128		51

2 重度訪問介護 (支給決定期間 1年以内)

障害福祉サービス名	単位数	区分4		区分5		区分6	
		国庫負担基準	支給基準時間	国庫負担基準	支給基準時間	国庫負担基準	支給基準時間
重度訪問介護	185	28,430	154	35,630	193	50,800	275
重度訪問介護 (生活介護等サービス利用者)	185	15,950	86	20,440	110	28,220	153
重度訪問介護 (介護保険対象者)	185			17,340	94	17,340	94

3 同行援護 (支給決定期間 1年以内)

障害福祉サービス名	単位数	国庫負担基準	支給基準時間
同行援護	300	13,270	44

4 行動援護 (支給決定期間 1年以内)

障害福祉サービス名	単位数	区分3		区分4		区分5		区分6		障害児	
		国庫負担基準	支給基準時間	国庫負担基準	支給基準時間	国庫負担基準	支給基準時間	国庫負担基準	支給基準時間	国庫負担基準	支給基準時間
行動援護	407	15,310	38	20,630	51	27,440	67	35,660	88	19,480	48
行動援護 (生活介護等サービス利用者)	407	11,680	29	15,210	37	19,320	47	23,280	57		

5 重度障害者等包括支援 (支給決定期間 1年以内)

障害福祉サービス名	単位数	区分6	
		国庫負担基準	支給基準時間
重度障害者等包括支援	203	94,770	467
重度障害者等包括支援 (介護保険対象者)	203	66,540	328

6 療養介護 (支給決定期間 3年以内)

障害福祉サービス名	区分5	区分6
療養介護	支給決定基準量 当該月の日数/月	

7 生活介護 (支給決定期間 3年以内)

障害福祉サービス名	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
	50歳以上の者				
生活介護	支給決定基準量 当該月の日数から8日を控除した日数/月				

8 短期入所 (支給決定期間 1年以内)

障害福祉サービス名	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	障害児
短期入所	支給決定基準量 14日/月以内						
	<p>【特例基準】 必要な日数/月</p> <p>介護者の入院等より介護に欠けるなど、やむを得ない事由により市長が必要と認めた場合には、14日/月を超えて支給することができる。</p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期(連続)利用日数については、30日を限度とする。 ・年間利用日数については、利用者の居宅における自立した日常生活又は社会生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所を利用する日数が年間180日を超えないようにしなければならない。 <p>※ただし、やむを得ない事由がある場合には、例外的にこれらの日数を超えることを認めて差し支えないものとするが、介護給付費等支給申請書並びにサービス等利用計画書において、その事由を明示するとともに、モニタリング等において利用が適切かを評価しなければならない。</p>						

9 施設入所支援 (支給決定期間 3年以内)

障害福祉サービス名	区分3 50歳以上の者	区分4	区分5	区分6
施設入所支援	支給決定基準量 当該月の日数/月			
	<p>【留意事項】</p> <p>自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型(指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市町村が利用の組合せの必要性を認めた者)(以下「訓練等」という。)を受ける者であって、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難なものは、訓練等の支給決定期間内で施設入所支援の支給決定を受けることができるものとする。(障害支援区分が区分2以下である者も対象とする。)</p>			

Ⅱ 訓練等給付

1 自立訓練（機能訓練）（支給決定期間 1年以内 ※暫定支給決定期間 2カ月）

障害福祉サービス名	
自立訓練（機能訓練）	支給決定基準量 当該月の日数から8日を控除した日数／月 標準利用期間 1年6か月間 (頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある場合は、3年間)

2 自立訓練（生活訓練）（支給決定期間 1年以内 ※暫定支給決定期間 2カ月）

障害福祉サービス名	
自立訓練（生活訓練）	支給決定基準量 当該月の日数から8日を控除した日数／月 標準利用期間 2年間 (長期入院又はこれに類する事由のある障害者にあたっては、3年間) 【留意事項】 「長期間入院していた又はこれに類する事由のある障害者」とは、長期間、指定障害者支援施設等の入所施設に入所又は精神科病院等に入院していた者はもとより、長期間のひきこもり等により社会生活の経験が乏しいと認められる者や発達障害のある者など2年間の利用期間では十分な成果が得られないと認められる者等についても含むものとする。

3 宿泊型自立訓練（支給決定期間 1年以内）

障害福祉サービス名	
自立訓練（生活訓練）	支給決定基準量 当該月の日数／月 標準利用期間 2年間 (長期入院又はこれに類する事由のある障害者にあたっては、3年間) 【留意事項】 「長期入院又はこれに類する事由のある障害者」の対象者は、「2 自立訓練（生活訓練）」の留意事項を参照。

4 就労移行支援 (支給決定期間 1年以内 ※暫定支給決定期間 2カ月)

障害福祉サービス名	
就労移行支援	支給決定基準量 当該月の日数から8日を控除した日数/月 標準利用期間 2年間 (あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする養成施設を利用する場合は、3年間又は5年間)

5 就労継続支援A型 (支給決定期間 3年以内 ※暫定支給決定期間 2カ月)

障害福祉サービス名	
就労継続支援A型	支給決定基準量 当該月の日数から8日を控除した日数/月

6 就労継続支援B型 (支給決定期間 3年以内 ※50歳未満の者は1年以内)

障害福祉サービス名	
就労継続支援B型	支給決定基準量 当該月の日数から8日を控除した日数/月

7 就労定着支援 (支給決定期間 1年以内)

障害福祉サービス名	
就労定着支援	支給決定基準量 当該月の日数/月 標準利用期間 3年間

8 自立生活援助 (支給決定期間 1年以内)

障害福祉サービス名	
自立生活援助	支給決定基準量 当該月の日数/月 標準利用期間 1年間 【留意事項】 施設等から地域生活に移行した者である場合には、当該施設等を退所等した日から一年を経過した日の属する月までを有効期間とし、その後、支給開始から一年の期間の範囲で再度有効期間を定めるものとする。なお、それ以外の対象者については、対象者の状況に応じて適切に有効期間を設定することとする。

9 共同生活援助 (支給決定期間 3年以内)

障害福祉サービス名	
共同生活援助	支給決定基準量 当該月の日数/月 標準利用期間 ・地域移行支援型ホーム 2年間 ・サテライト型住居 3年間

9-2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業における受託居宅介護サービス

受託居宅介護サービスの提供を受けることを希望する場合には、以下のとおり障害支援区分に応じて支給決定基準時間内で決定する。

障害福祉サービス名	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
外部サービス利用型指定共同生活援助事業における受託居宅介護サービス	2.5時間/月	10時間/月	15時間/月	22時間/月	32時間/月

Ⅲ 地域相談支援給付

1 地域移行支援 (支給決定期間 6カ月以内)

障害福祉サービス名	
地域移行支援	支給決定基準量 当該月の日数/月 標準利用期間 6カ月間

2 地域定着支援 (支給決定期間 1年以内)

障害福祉サービス名	
地域定着支援	支給決定基準量 当該月の日数/月 【留意事項】 対象者や同居する家族等の心身の状況や生活状況、緊急時支援の実績等を踏まえ、引き続き地域生活を継続していくための緊急時の支援体制が必要と見込まれる場合には、1年間の範囲内で給付決定期間の更新が可能。

Ⅳ 特例的支給基準量

障害福祉サービス名	特例的支給基準量
居宅介護	標準支給決定時間に1.5を乗じた時間/月
重度訪問介護	
同行援護	
行動援護	
生活介護	当該月の日数/月
短期入所	
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	
就労移行支援	
就労継続支援(A型・B型)	